

答弁書第二三号

内閣参質一四五第二三号

平成十一年八月十日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員福島瑞穂君提出入国管理局の収容施設の収容者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出入国管理局の収容施設の収容者に関する質問に対する答弁書

(一) について

お尋ねの収容期間が六月未満の者について、平成十一年七月二十日現在の国籍別人数、男女別人数、年齢別人数、収容施設別人数及び退去強制が執行できない理由別人数は、別表一から別表五までのとおりである。

(二) について

お尋ねの収容期間が六月以上三年未満の者について、平成十一年七月二十日現在の国籍別人数、男女別人数、年齢別人数、収容施設別人数及び退去強制が執行できない理由別人数は、別表六から別表十までのとおりである。

(三) について

お尋ねの収容期間が三年以上の者について、平成十一年七月二十日現在、該当する者はいない。

別表一（収容期間六月未満の者の国籍別人数）

コロンビア	ミャンマー	パキスタン	ペルー	イラン	インドネシア	フィリピン	タイ	韓国	中国	国籍	収容人数
一六人	一七人	一九人	二〇人	二六人	五一人	六八人	八一人	一一五人	六三三人		
ブラジル	ナイジェリア	ウガンダ	トルコ	スリ・ランカ	ヴェトナム	インド	バングラデシュ	ネパール	マレーシア	国籍	収容人数
三人	四人	五人	七人	八人	一一人	一二人	一四人	一四人	一四人		
トゴ	米国	カナダ	マリ	スペイン	英国	イスラエル	エチオピア	ボリヴィア	ガーナ	国籍	収容人数
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	二人	三人		

国籍	收容人数
ホンデュラス	一人
ドイツ	一人
メキシコ	一人
チリ	一人
合計	一、一五五人

別表二（收容期間六月未満の者の男女別人数）

性別	收容人数
男	八三三人
女	三三二人
合計	一、一五五人

別表三（収容期間六月未満の者の年齢別人数）

年 齢 別	収 容 人 数
一〇歳以上二〇歳未満	三二人
二〇歳以上三〇歳未満	四四八人
三〇歳以上四〇歳未満	四六八人
四〇歳以上五〇歳未満	一七五人
五〇歳以上六〇歳未満	三〇人
六〇歳以上	二人
合 計	一、一五五人

別表四（収容期間六月未満の者の収容施設別人数）

収容施設名	収容人数
大村入国管理センター	三四一人
東日本入国管理センター	六八人
西日本入国管理センター	二七三人
東京入国管理局	三六五人
大阪入国管理局	一三人
名古屋入国管理局	三六人
福岡入国管理局	二人
東京入国管理局成田空港支局	八人
東京入国管理局横浜支局	二九人
大阪入国管理局神戸支局	二〇人
合 計	一、一五五人

別表五（収容期間六月未満の者の退去強制が執行できない理由別人数）

退去強制が執行できない理由別	収容人数
帰国用旅券がない等送還の条件が整っていない者	一、一五〇人
送還部分につき裁判所の執行停止が付されている等行政訴訟係属中の者	二人
国籍国と送還について協議中の者	二人
国際機関と送還について協議中の者	一人
合 計	一、一五五人

別表六（収容期間六月以上三年未満の者の国籍別人数）

国籍	収容人数
イラン	一人
ヴェトナム	四人
中国	三人
ミャンマー	三人
バングラデシュ	二人
ナイジェリア	二人
ペルー	一人
パキスタン	一人
スリランカ	一人

国籍	収容人数
トルコ	一人
ブラジル	一人
エチオピア	一人
アルジェリア	一人
アフガニスタン	一人
スーダン	一人
タンザニア	一人
合計	三五人



別表七（收容期間六月以上三年未満の者の男

女別人数）

性別	收容人数
男	三五人
女	〇人
合計	三五人

別表八（收容期間六月以上三年未満の者の年齢

別人数）

年齢別	收容人数
一〇歳以上二〇歳未満	一人
二〇歳以上三〇歳未満	六人
三〇歳以上四〇歳未満	二人
四〇歳以上五〇歳未満	七人
合計	三五人

別表九（収容期間六月以上三年未満の者の収容施設別人数）

収容施設名	収容人数
大村入国管理センター	七人
東日本人国管理センター	二四人
西日本人国管理センター	四人
合計	三五人

別表十（収容期間六月以上三年未満の者の退去強制が執行できない理由別人数）

退去強制が執行できない理由別	収容人数
帰国用旅券がない等送還の条件が整っていない者	一八人
送還部分につき裁判所の執行停止が付されている等行政訴訟係属中の者	九人
国籍国と送還について協議中の者	五人
国際機関と送還について協議中の者	三人
合計	三五人